海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十九号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　基本方針（第六条）

第三章　領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節　総則（第七条―第九条）

第二節　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等（第十条―第十五条）

第三節　公募占用計画の認定等（第十六条―第二十六条）

第四節　監督等（第二十七条―第三十条）

第四章　排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節　排他的経済水域における禁止行為（第三十一条）

第二節　海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定（第三十二条）

第三節　排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等（第三十三条―第三十五条）

第四節　協議会（第三十六条）

第五節　排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等（第三十七条―第三十九条）

第六節　許可事業者の義務等（第四十条―第四十三条）

第七節　雑則（第四十四条―第四十八条）

第五章　雑則（第四十九条―第五十二条）

第六章　罰則（第五十三条―第五十八条）

附則

第一条中「、基本方針の策定」を削り、「講ずる」の下に「とともに、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定める」を加える。

第二条第四項中「第八条第一項第四号において」を「以下」に改め、同条第五項中「のうち第八条第一項」を「において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6　この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域をいう。

7　この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

第三条中「に係る海域の利用」及び「、関係地方公共団体」を削る。

第四条第一項中「に係る海域の利用の促進」を削り、同条第二項中「に係る海域の利用」を削り、同条第三項中「に係る海域の利用の促進」を削る。

第五条を削る。

第六条中「及び関係地方公共団体」及び「に係る海域の利用の促進」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「に係る海域の利用の促進」を削り、同項第三号及び第四号中「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」を加え、同項第六号中「に係る海域の利用の促進」を削り、第二章中同条を第六条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第二章　領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第三十六条中「第三十二条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十五条中「第二十五条第一項又は第二項」を「第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十七条第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十七条とする。

第三十四条中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三項」に改め、「国土交通大臣の」を削り、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十三条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十五条又は第三十一条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者も」を「ときは、その違反行為をした者も」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十一条中「第十七条第一項の認定」を「第二十条第一項の認定又は仮許可」に改め、「、当該認定」の下に「若しくは当該仮許可」を加え、「(以下」を「(次条において」に改め、「いう。)」の下に「若しくは当該仮許可に係る募集（次条において「設置募集」という。）」を加え、「当該公募又は当該募集」に改め、同条を第五十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十条を第五十二条とし、第二十九条を第五十一条とし、第二十八条を第五十条とする。

第二十七条中「海域の利用を促進する」を「我が国の領海及び内水の海域の利用を促進し、並びに排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資する」に改め、同条を第四十九条とする。

第四章を第五章とする。

第二十六条第一項中「第十条第六項」を「第十三条第六項」に、「第二十四条第九項」を「第二十八条第九項」に改め、第三章第三節中同条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節　排他的経済水域における禁止行為

第三十一条　何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）及びその附属設備（海洋法に関する国際連合条約第五十八条1に規定する海底電線を除く。）を設置してはならない。ただし、国又は国からその設置に係る委託を受けた者が行う場合は、この限りでない。